

## 第 5 回品質保証検討会 議事録

1. 日時 平成 15 年 9 月 9 日 (火) 13:30 ~ 17:30
2. 場所 日本電気協会 4 階 C, D 会議室
3. 出席者 (敬称略, 五十音順)
  - 出席委員 : 唐澤主査 (東京電力), 今村 (三菱重工), 齋藤 (三菱電機), 佐藤 (四国電力), 下川 (日立製作所), 首藤 (電源開発), 白崎 (関西電力), 鈴木 (中部電力), 清野 (原子力安全・保安院), 高橋 (富士電機), 中野 (原子力発電技術機構), 南條 (東北電力), 矢作 (東芝), 結城 (原子力安全・保安院), 吉岡 (中国電力), 渡邊 (東京電力)
  - 代理委員 : 柿山 (九州電力 花田代理), 近藤 (東京電力 穴原代理), 菅原 (北海道電力 松村代理), 助川 (核燃料サイクル開発機構 岩田代理), 須藤 (日本原子力発電 濱田代理), 辰巳 (北陸電力 中川代理)
  - 欠席委員 : 三枝 (I H I)
  - オブザーバ : 小宮山 (グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 児玉 (原子力安全・保安院), 高田 (内閣府原子力安全委員会事務局),
  - 事務局 : 堀江, 国則 (日本電気協会)
4. 配付資料
  - 資料 No.5-1 第 4 回品質保証検討会 議事録 (案)
  - 資料 No.5-2 JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針 (運転段階) 制定案
  - 資料 No.5-3 JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針 (運転段階) 制定案 (H15/8/26 版) へのコメントと対応
  - 資料 No.5-3-1 コメント索引 - JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針 (運転段階) 制定案 (H15/8/26 版) へのコメントと対応
5. 議事
  - (1) 検討会委員の自己紹介と定足数の確認
    - 出席委員が自己紹介の後, 代理を含め委員 22 名出席で, 定足 (議案決議の条件として, 委員の 3 分の 2 以上の出席が必要) を満たしていることが確認された。
  - (2) 第 4 回品質保証検討会 議事録 (案) について
    - 本年 7 月 29 日に電子メールで委員に配信済みの, 資料 No.5-1 「第 4 回品質保証検討会 議事録 (案)」について, 内容に問題なく正式な議事録とすることが承認された。

(3) JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）制定案について

渡邊品質保証合同作業会主査より，資料 No.5-2 に基づき JEAG4121 制定案の内容が紹介された。

内容について議論の上，9月10日に開催の第7回品質保証分科会には，本日の結果を含めたコメント付きの形で，本日の版を提案することが承認された。

なお，9月16日，17日に次回の合同作業会が予定されているため，内容にさらなる気付き事項などがある場合は，9月16日（火）までに事務局まで連絡をいただき，分科会が同日々切で行う予定の書面投票のコメントと併せて検討することを確認した。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。[(Q) 質問，(A) 回答，(C) コメント]

(Q) タイトルの（仮称）の扱いはいつまでになるのか？

(A) タイトルも含め公衆審査が終了し正式に制定になるまでは案として扱うため，正式制定まで（仮称）とする。

(C) 「0.2 指針の構成」の「事業者として取り組むべき事項」に，「7.2.1 業務に対する要求事項の明確化」の記載漏れがあり修正する。

(C) JEAC4111 制定案からの引用箇所を下線をしているが，JEAC4111 引用の明示が必要か，必要であればこの下線による明示がよいか，再検討してはどうか。

(C) 将来 JEAC4111 の改定が生じた際に，間違いなく引用箇所を修正するための意図もあった。

(C) JEAC411 の引用を明示するのであれば，例えば図 4.1 も引用しているので明示すべき。また，引用した JEAC の頁を記載しているが，将来の改定を考えるならば，章・項の番号を記載した方がよい。

(A) 本件はペンディングとして，後日引用の明示方法を再検討する。

(Q) IAEA の Safety Reports Series No.22 は参考文献ではないか？

(A) 本指針では内容の参考など行っていないため，参考文献とはしていない。

(C) 引用規格に JEAC4111 を入れるべき，参考文献としている「ISO9000 要求事項及び用語の解説」は引用規格とすべきなど，引用規格及び参考文献を再度見直す必要がある。また，「0.2 指針の構成」の（注）の記載は，「0.3 引用規格及び参考文献」に移すべきである。

- (C) 「4.1 一般要求事項」の(解説)(4)に「ここでいう「外部委託」とは社内外を問わない」という記載があるが、社内の業務を外部委託として「7.4 調達」を適用する場合は、QMSの中で業務の一環として行う場合に比べてより管理が厳しくなる可能性があることを、解説に追加すべきと考える。
- (A) 本件は合同作業会での継続検討事項とする。
- (Q) 調達先の供給者から受領した文書の内、社内に配付しない文書まで配付管理が必要になるのか？
- (A) 組織が必要と判断した文書が管理対象となる。「4.2.1 一般」の(例示)d) 外部で作成された文書のiii「調達要求事項に基づき供給者から提出された文書」の記載が、供給者から提出された文書がすべて該当するかの様にも読めるため、合同作業会で修正を検討する。
- (C) 「4.2.2 品質マニュアル」の(解説)に「参考 品質マニュアル作成における留意事項(P-93)」を参照することを追記する。
- (Q) 「表 4.3 記録の保管期限へのグレード分けの適用例」は JEAG4101-1993 からの引用であるが、引用元を記載する必要はないか？
- (C) 現在有効な 2000 年版ではなく、1993 年版からの引用であり、昔の JEAG4101 の内容を知らない人には出典が分からないこと、内容も例示とは言え重要であることから、引用元を記載した方がよいのではないか。
- (C) 2000 年版など、これまでの JEAG の内容を引用する箇所は随所にあり、引用元を記載しなくてもよいのではないか。
- (A) 引用内容を再度検討し適切と判断して記載したもので、必要あれば内容の見直しも行うべきものであり、引用元は記載しないことで進める。
- (Q) 「4.2.3 文書管理」の管理の対象となる外部組織が作成した文書に、業務で使用する法令等に記載された市販図書も該当すると考えるべきか？
- (A) 当該図書を QMS の中で使用する場合は管理の対象となる。
- (C) 公衆審査中の JEAC4209 のパブリックコメントで、原子力施設の定義が JEAC4111 と異なり統一した方がよいとの意見があった。本件については、JEAC4209 担当のメンバーと情報や意見の交換会を実施し、内容の整合性を図るべきである。
- (C) 関連して、JEAC の内容であるが、「2.適用範囲」(2)の「・・・,再処理施設等の原子力施設において・・・」は「・・・,再処理施設等において・・・」,「6.3 原

子力施設」の「組織は、原子力安全のために必要な原子力施設を明確にし、・・・」は「組織は、必要な原子力施設を明確にし、・・・」と修正した方がよいが再検討する。

- (C) 「5.1 経営者のコミットメント」の最高責任者が経営層でよいという JEAG の解説が正しいのであれば、JEAC にその記載を追加した方がよい。
- (C) 検査の在り方に関する検討会や原子力安全規制法制検討小委員会での議論を受けて「最高責任者」とする場合は、そのことを解説に記載した方がよい。
- (C) 「監査部門」を独立監査部門の意味で使っているが、一般的には QMS 中にある内部監査を行う組織のイメージがあるので、解説を追加する方がよい。
- (C) (解説)中の「最高責任者とは、・・・経営層を指すことができる」の「できる」という表現を使った理由が不明瞭である。
  
- (C) 「7.1 業務の計画」の(解説)(3)cの「ここでいう「検証」「妥当性確認」は設計における検証、妥当性確認以外のものを含む」の内容を見直して欲しい。
- (C) 同じく(解説)(1)の「プロセスの妥当性確認が必要な場合は・・・確認することをいう」を(3)c)に持ってくるのがよい。
- (C) 「検証」と「妥当性確認」の用語の解説も追加するのがよい。
- (A) 本件は合同作業会で検討する。
  
- (C) 「7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー」の JEAC の要求事項の番号が(2)から始まっており修正する。
  
- (Q) 「7.2.1 業務に対する要求事項の明確化」の(例示)に「原子炉施設保安規定」が入っているのは異質ではないか？
- (A) 保安規定を受けた品質保証であるが、実際は品質保証の対象とする範囲がより広いと考えられ、ここに保安規定を入れたものである。
- (C) その考えであれば最上位の設置許可も入れるべきとなるが、ここは例示でありこのままでよい。
  
- (C) 同じ7.2.1の(解説)bに「本要求事項は、限りなくc)の要求事項に近く、c)で明確にしてもよい」とあるが、現状うまい例示が見つからなくともb)とc)は明確に異なるものと思われ、運用開始後例示が見つかる可能性も強いので、この文章は削除すべきと考える。
- (C) 改造工事作業等における放射線防護の要求などはb)の例と思われる。
- (A) 本件は合同作業会での継続検討事項とする。

- (C) 「図 7.3.1 「設計・開発の計画」フロー図(例)」のインプットに「(メーカ情報・海外情報・不適合情報等)」とあるが、「(メーカ情報・海外情報・不適合情報等を踏まえた要求事項の明確化)」ではないか。
- (A) 本件は合同作業会で検討する。
- (C) 「図 7.4 「調達における事業者と供給者の関係」中の「発注」、「見積」、「契約」という用語を本文中の用語と合わせた方がよい。
- (C) 「7.4.2 調達要求事項」の(解説)(1)c)中で参照されている「参考 : 調達要求事項・・・」は「参考 : 調達要求事項・・・」に修正。
- (C) 「7.5.1 業務の管理」の(解説)で、「・・・の6つのプロセスを指す。(参考 参照)」とあるが、参考 に6つのプロセスに関する説明等が無いので、適切に修正する必要がある。
- (C) 同(解説)b)で、作業手順は必ずしも文書でなくともよいということを明記してはどうか。
- (A) その主旨を踏まえて「・・・手順書」又は「確立された手順」をいい・・・という記載にしており、この内容でよいと考える。
- (C) 「7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認」の(解説)(1)で、特殊工程以外にも妥当性確認が求められることがあることを明記してはどうか。
- (A) (1)の中の i), ii)の記載でよいと考える。
- (C) 「7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認」の(解説)(1)の「また、なお、使用実績が・・・」は「なお、使用実績が・・・」に修正する。
- (C) 同(例示)(2)の「この妥当性確認は、4.2.3a)の文書の適正の確認に対して・・・」は「この妥当性確認は、4.2.3a)の文書の適切性の確認に対して・・・」に修正する。
- (Q) 以前の版の「7.5.4 組織外の所有物」の(例示)にあった、「監視カメラ」等が削除された理由は？
- (A) 保安活動に基づく活動と考えると、要求事項の適用外として削除した。
- (C) QMS の範囲を保安活動の対象とし、「監視カメラ」を含めなければそれでよいし、QMS の組み方・範囲で決まるものである。

- (C) 現在の記載の「・・・通常は適用されるものではないが、」が適切かも含めて検討して欲しい。
- (A) 本件は合同作業会で再検討する。
  
- (C) 「7.5.5 調達製品の保存」の（解説）の「ただし、取替品、予備品のうち、・・・本要求事項を適用する」は適用する必要がないという記載に修正する。
  
- (C) 「8.評価及び改善」の目的・意図中の「・・・区分するために波線で記している」は「・・・区分するために破線で記している」に修正する。
  
- (C) 「図8.「評価及び改善」プロセスの構成」中の、「8.5.3 予防処置」から引出されている破線の行方が不明確にて修正する。
  
- (C) 「8.2.2 内部監査」の（例示）(2)の（監査の頻度）の「・・・A,B 課は1回,C 課は・・・2回」は「・・・A,B 課は年1回,C 課は・・・年2回」に修正する。

#### (4)その他

参考情報として結城委員より、品質管理に関するヨーロッパの組織 EFQM (European Foundation of Quality Management) の活動とその関連資料が紹介された。

以 上